

令和7年度大磯町教育委員会第5回定例会議事録

1. 日 時 令和7年8月21日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前11時43分
2. 場 所 大磯町役場4階第1会議室
3. 出席者 府 川 陽 一 教育長
トーリー 二葉 教育長職務代理者
櫻 田 京 子 委員
鈴 木 孝 善 委員
加 藤 敦 教育部長
齋 藤 永 悟 町民福祉部参事（こども政策・子育て支援対策本部担当）
波多野 昭 雄 学校教育課長
守 屋 清 志 生涯学習課長兼生涯学習館長兼図書館長
北 水 慶 一 生涯学習課旧吉田茂邸利活用担当課長兼郷土資料館長
小 林 琢 哉 子育て支援課長
(こども家庭センター長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長)
須 田 幸 年 学校教育課主幹兼教育指導係長
上遠野 聡 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 武 沢 護 委員
5. 傍聴者 9名
6. 付議事項
議案第12号 令和7年度大磯町一般会計補正予算（第4号）について
議案第13号 大磯町指定有形文化財の指定について
7. 報告事項
報告事項第1号 学校の不適切な対応と今後の支援体制について
報告事項第2号 中学校部活動夏の大会結果について
報告事項第3号 『令和7年度子どもについての語り合い（大磯町「熟議」）兼大磯町
コミュニティ・スクール研修会・管理職研修会』の実施結果について
報告事項第4号 令和6年度教育委員会所管決算見込みについて
報告事項第5号 いじめに係る対応等について
8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、こんにちは。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和7年度大磯町教育委員会第5回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項2件、報告事項5件でございます。

本日は4名、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和7年度第4回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和7年度第4回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和7年度第4回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和7年度第4回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

続いて、教育長報告をさせていただきます。

諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、7月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関することについての報告はございません。

次に、私から1点報告をさせていただきます。

本年7月下旬に、「学校の不適切な対応と今後の支援体制について」、保護者より教育委員会に相談があり、子どもの名誉回復のために、教育委員会で取り上げてほしいとの申し出がありました。

この件は、当該児童が、1年間にわたって不登校になってしまったことを受け、令和6年度より教育委員会の担当と当該保護者との間で数回にわたって協議し、なぜこのような状況になってしまったのかについてお互いの見解を持ち寄り、事実関係を明らかにしようとしてきた案件です。

以下、時間をいただいて、私から報告を口頭にてさせていただきます。

令和6年度より教育委員会の担当と当該保護者との間で数回にわたって協議した結果、四つの事実が明らかになりました。

一点目は、校長とPTA会長連名で実施された学年保護者会での一部保護者の当該児童・保護者への心ない発言です。小学校入学以来問題行動を繰り返していた被害児童保護者に対し

て、「児童の教育を受ける権利」を訴え、「保護者の責任として子どもが問題行動を起こさないよう登下校時も含め見守ってほしい」と言い渡されたことです。

当該児童保護者はこれを、「周りに迷惑をかけない学校生活ができないのであれば学校に通わせるな」というメッセージとして受け止めたため、親子とも深く傷つき、2カ月間欠席するようになってしまったという事実です。

二点目は、長期欠席後に気を取り直して再登校した当該児童に対して、校長が当該児童保護者を突然学校に呼び出し、当該児童がいじめをしたからという理由で、厳しい条件付きの校長室登校を言い渡し、「教室には行かせない」と当該校長が断言したことです。これも事実であると教育委員会は認識しています。

三点目は、この言葉を言い渡されて以降、当該児童が結果として1年以上、不登校の状態のまま小学校を卒業するに至ったのも事実です。

四点目には、小学校入学以来、当該児童に対して継続的な支援策がされなかったために、問題行動等のみが注目されてしまった可能性は否定できません。さらに、その年度末に校長本人が退職したため、引継ぎが不十分のまま、当該児童及び保護者の苦しみに寄り添う対応を当時の学校及び教育委員会が十分にできなかったことも事実であると教育委員会は認識しているところです。

学校及び教育委員会は子どもの特性を決めつけるのではなく、児童一人一人にあった丁寧な支援を検討しなければならなかったはずです。

改めて、学校・教育委員会のこの間の不適切な対応について心より謝罪を申し上げます。

なお、報告事項のなかで、今後の支援体制について、説明をさせていただきます。私からの報告は以上です。

【議案第 12 号 令和 7 年度大磯町一般会計補正予算（第 4 号）について】

教育長） それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第 12 号「令和 7 年度大磯町一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記） 議案第 12 号「令和 7 年度大磯町一般会計補正予算（第 4 号）について」、本文については省略いたします。令和 7 年 8 月 21 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長） それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

学校教育課長） 議案第 12 号「令和 7 年度大磯町一般会計補正予算（第 4 号）について」、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 7 年 9 月議会に提案する補正予算の要求について、教育委員会の意見を伺うため、提案するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課長） 議案第 12 号 令和 7 年度大磯町一般会計補正予算（第 4 号）について、補足説明をさせていただきます。

お手元の資料の表紙をおめくりいただき、別紙をご覧ください。学校教育課に係る補正予算です。

歳入です。予算科目は、款・項・目が、寄附金、寄附金、教育費寄附金、団体から寄附があったため、増額を行うものです。

歳出です。予算科目は、款・項・目が、教育費、小学校費、学校管理費、事業名は、学校運営事業、節・細節は、備品購入費、学校備品購入費です。国府小学校のワイヤレスマイク等の購入に伴う備品購入費を増額するものです。

次に、款・項・目が、教育費、小学校費、学校管理費、事業名は、コンピュータ教育推進事業、節・細節は、需用費、修繕料です。大磯小学校の LAN ケーブルの更新に伴う修繕料を増額するものです。

次に、款・項・目が、教育費、小学校費、学校給食費、事業名は、学校給食施設・設備維持事業、節・細節は、需用費、修繕料です。大磯小学校の給食棟の屋上の防水改修、プロパンガス庫の屋根の修繕料を増額するものです。

次に、款・項・目が、教育費、中学校費、学校管理費、事業名は、学校運営事業、節・細節は、備品購入費、学校備品購入費です。国府中学校の吹奏楽部で使用するトランペット購入に伴う備品購入費を増額するものです。

次に、款・項・目が、教育費、中学校費、学校管理費、事業名は、学校施設・設備維持事業、節・細節は、需用費、修繕料です。大磯中学校のトイレタイル修繕に伴う修繕料を増額するものです。

令和7年度大磯町一般会計補正予算（第4号）についての説明は以上です
教育長） ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

＜質疑応答＞

なし

教育長） よろしいでしょうか。

質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第12号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員） 異議なし。

教育長） 異議なしの声がありましたので、議案第12号「令和7年度大磯町一般会計補正予算（第4号）について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【議案第13号 大磯町指定有形文化財の指定について】

教育長） 次に、議案第13号「大磯町指定有形文化財の指定について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いいたします。

書記） 議案第13号「大磯町指定有形文化財の指定について」、本文については省略いたします。令和7年8月21日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長） それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長） 議案第13号『大磯町指定有形文化財の指定について』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町文化財保護条例の規定に基づき、大磯町文化財専門委員会に

諮問し、文化財に指定すべきであると認められる旨の答申がありましたので、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第15号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

生涯学習課長）議案第13号 大磯町指定有形文化財の指定について、説明をいたします。

説明資料の1ページをお開きください。大磯町指定有形文化財の指定理由です。

議案第13号の物件については、大磯町高麗の慶覚院本堂に安置されている木造毘沙門天立像で、兵火や天災、廃仏毀釈を逃れ大切に受け継がれてきたもので、仏像神像群の中でも、平安時代の制作は珍しく貴重なものであります。

この貴重な文化財を将来に伝えていくために、大磯町文化財保護条例第3条第1項により、大磯町有形文化財としての指定したく、承認を求めるものです。

なお、本物件については、教育委員会から令和7年3月18日付けで大磯町文化財専門委員会へ諮問しており、同年7月8日開催の大磯町文化財専門委員会において、有形文化財として指定すべきである旨の答申を得ております。

つづきまして、2ページをお開きください。大磯町文化財専門委員会からの答申書でございます。

「木造毘沙門天立像の大磯町有形文化財への指定について」、答申、令和7年3月18日付大磯町教育委員会より諮問を受けた標記の件について、次のとおり意見を附し、答申します。答申、申木造毘沙門天立像を、大磯町指定有形文化財へ指定すべきであると認められます。

意見、大磯町高麗の慶覚院本堂に安置されている木造毘沙門天立像で、像高は65.0cmを測る。内削りのない一木造りで、平安時代後期、12世紀の制作である。形状は、垂髻。天冠台。その左右に飾りをつける。耳垂部不貫。忿怒の表情で、三道相はあらわさない。表甲、前楯、短裙、脛当を着ける。沓を履く。左手は屈臂し掌を上に向け宝塔、右手は肘を張り掌を内に向け五指を捻じ持物を執る。左脚を外に開いて邪鬼を踏まえて立つ。針葉樹材製で、古色塗り・素地仕上げである。頭体幹部は一材製。樹芯は前方に外す。内削りは施さない。両肩以下に別材を矧ぐ。右足先を矧ぐ。現状態は、両肩以下の部材、右足先、天冠（金属製）、持物、邪鬼が後補。また面部は近世の彫り直しとみられる。

伝来については、『新編相模国風土記稿』によると、慈覚大師円仁が、斉衡年中、高麗山の東峰に白山社、西峰に毘沙門塔を建立し作像をおさめたという。白山社と毘沙門塔は、高麗権現社と合わせて高麗三社権現と呼ばれていた。白山社と毘沙門塔は、永禄年間に焼失したものの、毘沙門天像は兵火を逃れたという。これが本像にあたるとみられ、近世期には本地堂に祀られていたようである。

大きい頭部、首をあらわさない、足がやや短いずんぐりとした体躯、内削りのない一木造りで、平安時代に流行の鉦彫りにも似た鑿痕を残す多少荒っぽい彫法は、この像が高麗権現信仰の神仏習合期の所産であることをよくしめしているともみえる。こうした特徴や作風から、制作は平安時代後期と考えられる。面部に近世の彫り直しがあるものの、当初の像容はよく残っている。

兵火や天災、廃仏毀釈を逃れ大切に受け継がれてきた高麗権現関係の仏像神像群の中でも、

平安時代に制作が遡る貴重な遺像といえる。大磯町有形文化財への指定にふさわしい彫刻である。注釈につきましては、「新編相模国風土記稿」の抜粋であり、法量はサイズの表記となり記載のとおりとなっております。

4ページをお開きください。4ページと5ページは、大磯町指定有形文化財指定申請書でございます。6ページには写真を掲載しております。

7ページをご覧ください。大磯町文化財保護条例に基づく所有者からの同意書となっております。

8、9ページにつきましては、町指定申請に係る「大磯町文化財保護条例」の抜粋で、文化財保護条例第3条第1項の規定に基づき事務を進めるものです。

以上、ご審議いただきまして、町指定有形文化財への指定についてご承認いただきますようお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします
＜質疑応答＞

教育長) 町の指定有形文化財に指定というのは、時期がもっと早くても良かったと思いますが、ここで申請した理由はこういったものでしょうか。

生涯学習課長) 今回、この物件が発見されたのは、安置されている高麗の慶覚院に、他の指定有形文化財がございます。その定期的な調査に専門員の方が行かれた際に、この仏像を発見しまして、詳しく調査を行い、今回指定の申請を行ったものでございます。

教育長) 御意見がないようでしたら採決に入ります。議案第13号「大磯町指定有形文化財の指定について」、特にご異議がなければ、原案のように採択したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第13号「大磯町指定有形文化財の指定について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【報告事項第1号 学校の不適切な対応と今後の支援体制について】

教育長) 続きまして、報告事項に移ります。それでは報告事項第1号「学校の不適切な対応と今後の支援体制について」事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 報告事項第1号「学校の不適切な対応と今後の支援体制について」、先ほど教育長からご報告がありました内容を受けまして、教育委員会の担当として、学校の不適切な対応と今後の支援体制についてご説明いたします。

今回の事案では、学校として児童に必要な支援を十分に行うことができず、また、対応が子どもや保護者の思いに寄り添ったものにならなかったことを、私たちは重く受け止めております。教育委員会としては、今後同じようなことを繰り返さないために、いくつかの取り組みを進めてまいります。

まず、児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、保護者と丁寧に協議しながら再発防止策を策定してまいります。特に、人的支援の増員や、専門職による心理的支援を継続的に行う体制を整えていくことについて検討を進めてまいります。

さらに、(仮称)「個に応じた指導のあり方」研究会を新たに設置し、支援を必要とする

子どもたちが、自身の問題と向き合い、支援者と一緒に方法を考え、そして、納得したうえで、自ら選択した道を歩めるような研究を進めてまいります。

支援とは、単に大人が決めたルールを押し付けるものではなく、子どもが自ら考え、選択する力を育てることにあると考えています。そのための体制づくりに、教育委員会として全力で取り組んでまいります。

以上が、今後の支援体制についての報告でございます。

最後に、この件に関して、保護者の方から教育委員会にお寄せいただいた「想い」がございます。

これは、当時の出来事をどのように受け止め、どのような気持ちで学校と向き合ってきたのか、そして今後の支援に対する切実な願いが込められているものです。

ここで、その保護者の方の声を代読させていただきます。

保護者としての思い。

このような出来事をきっかけに、元校長先生は不在だが、学校と改めて話し合いを行いました。その中で、かつて校長室登校を私に言い渡す時に元校長先生と同席していた教頭先生と元担任の先生に、「当時の判断は今でも正しかったと思いますか」と尋ねました。先生方の答えは、「お子さんは刺激に敏感な傾向があったため、教室から離れた環境で落ち着いた学校生活を経験することで、安心感を持ち、支援につながると考えた」というものでした。

つまり、それが最善の方法だったという判断だったそうです。

しかし、私自身の実感として、息子が問題行動を起こしていたとき、たいていは教室や周囲の大人が息子を受け入れる姿勢を持てていない状況でした。息子の行動の背景には、言葉にできない不安や怒り、悲しみ、承認されたいという強い思いなどが隠れていました。問題を起こしたくて起こしていたわけではなかったのです。

特に問題行動が増えた小学校5年生の頃は、担任の先生との信頼関係を築くことが、最大の課題だったと私は感じています。息子が学校に行く一番の目的は「友達に会うこと」でしたが、集団生活の中でトラブルを起こしやすく、何度も学校に支援をお願いしました。しかし、「人手不足」を理由に、具体的な対応はしてもらえませんでした。

そんな中で学校が初めて行った「支援」は、「友達と一切関わらせない」という厳しい条件付きの校長室登校という対応でした。

これまで私は、体罰やいじめ等の理不尽な対応があっても、学校と協力して問題に向き合い、話し合いを重ねてきました。先生方にも感謝し続けてきました。だからこそ、学校も私たち親子の背景を十分理解してくれていると思っていました。そのような中で、本人の意思を確認することなく、一方的に「支援」と称して隔離された対応については深く傷つきました。

元校長・教頭・元担任の先生は、「叱られないことで自己肯定感を高めてほしい」という意図があるとおっしゃいました。しかし、本人の立場で考えたとき「本人不在で決められたルールを押し付けられる」ことが、本当に支援と呼べるのでしょうか。

私はそれを、「罰」としてしか受け止めることができませんでした。

本来の支援とは、本人が自分の課題に向き合い、できそうな方法を支援者と一緒に考え、納得したうえで、自分自身で選択した道を進めるように支えることだと思います。その経験

の中で「自分との約束を守れた」という成功体験が自己肯定感を育み、やがて自尊感情につながっていくのではないのでしょうか。

支援とは、大人が決めたルールを押しつけることではなく、子どもの「自ら考える力」を育て、信頼と安心の中で共に歩むことだと私は信じています。

あの時、隔離という方法の前に、他にできることはなかったのか。本当にその対応が息子のためになったのか。どうか、もう一度立ち止まって考えてもらえたらと心から願っています。

報告は以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

トリー教育長職務代理者) 今回学校側の不適切な対応ですね、それに関して、本当に私も教育委員メンバーからお詫びを申し上げたいと思います。非常に責任を感じております。

細かいところまで、当時報告を受けていなかったのは事実ではありますが、お子様のお気持ち、そして今まで子育てなさってきた親御さんのお気持ちを考えますと、非常に、本当に出口のない、助けてもらえない、とてもお辛かったんだろうなということは、これは想像でできることです。

そのときに、学校というのは、本当は子どもを安心して預けられる場所でなければいけません。それを、学校を信頼して、親御さんはお子さんを行ってらっしゃいと元気に出せる。そういう環境がきちんと整っていなければいけない場所です。

その場所で、校長室登校を一方的に言い渡した。その理由をお子様がちゃんと納得して分かったと言えるような中身ではなかった。

これではやっぱり信頼関係が作れない。そして例えば今回のいじめに関して、加害者と言われる方、被害者と言われる方、両方いらっしゃいますけれども、それぞれ自分のお子さん、もちろん考えて、対応しているのだと思いますけれども、少しちょっとこれ、大人の勝手ではなくてですね、お子さんは将来があるんですよね。これから彼らの将来、未来に目を向けなくちゃいけない。そういうところでちょっと立ち止まって、自分たちの気持ちをちょっと収めて、本当は当事者同士できっちりお話し合いができるような場があれば、そういう場を作るような環境が学校側にきちんとあればよかったのに、非常に残念だと思います。

そしてそこに力をお貸しし切れなかった我々教育委員会側もとても悔いが残ることになってしまっていますけれど。

これはもう時間がたってしまっていることなので、過ぎたことはもう取り返しがつかない。謝るしか本当にお詫びするしかないところではございますが、これから先、また同じような思いをするお子様が出てはいけない、出してはいけない。そういうところで、今回のみんなの教室のモデル事業の取組例がここに載っているかと思うんですけれども、臨機応変に、この表はあくまでもこういうモデルであって、臨機応変に話をいつでも拾って行って、早い段階でどんどん我々も入り込んで、お力になっていけたらなと思っております。

深刻に受け止めて反省しておるところでございますが、学校側には、お子様同士で何かあったときに、まずはその当事者同士、話合わせる、納得できる、そして本当に悪かったなと

いうところはきっちり謝れる。そして、本当は一方的ということはないと思うんです。こういうことって、やられたからやり返しちゃったとか、いろいろお子さんってあるので、その辺、どこも自分の子どもがかわいいから、自分の子どもがという気持ちって、親って持ちがちだと思いますけれども、そこは一つ冷静になって、お子様同士きっちり、まず子ども同士で解決できるような指導。これ、人間力ですよ、やっぱりこれからどんどん大人になるに従って培っていかなければいけないものなので、そういう指導、心の指導というのを少し今、IT化とかいろいろ時代が変わってきて、先生方もお忙しいとは思いますが、少し原点に立ち返って、少し心の成長を育むようなところ、そういうところに少し、力をもうちよっと、やっぱり入れていったほうがいいのではないかなと思います。

そして、お子さんだけではございません。本当に家庭でご苦労して、もう自分の、それぞれお子さんって特性というものがございまして、その特性というのを、頭ごなしにそんなことをしちゃいけない。ここにいなさい。そういうことではなくて、その特性を見極めて、寄り添っていけるような、そういう教育。言葉で説明するとちょっと難しいのですが、必ずそういうふうにしていかなければならない、これから。そう思っておりますので、地域の方々、コミュニティ・スクール等の、そういう方々のお力も借りて、あと PTA の方もですね。

PTA というのは私も PTA は会長をやっておりましたので分かりますが、やはりこれは保護者と学校側の架け橋じゃなきゃいけないんですよ、本来。だからどちらかに頼るとかではなくて、どっちの話も聞いて、真ん中に入ってちゃんと仲介できるような、そういう PTA であってほしいなと。もちろん PTA はいろいろ広報活動とか、いろいろ頑張っておられますが、それ以前に、保護者と学校の先生との間を、うまく真ん中に立って取り持てるような、そういうふうなことをちょっと肝に銘じて行動していただきたいなと、PTA の方々にもこれ、要望していきたいなというところでございます。

微力ではございますけれども、私も教育委員会もこれから肝に銘じて、できる限りのことを、今後の対策をしていきたいと思っておりますので、もう本当に過ぎてしまったことに関しては本当に申し訳ないと、本当に力不足でありました。そして学校の先生方に関しても、これをきっちりと、これからのことを指導していくということでどうか、お許し願いたいということではないのですが、過ぎたことはどうにもしようがないので、これからに向けて、私どものやっていくことを少し見守っていただけたらと思っております。また何かございましたら気楽にお声をかけていただけるような、そういう教育委員会でもありたいと思っておりますのでございます。

よろしくお願いいたします。

教育長) ありがとうございます。

そのほか。

鈴木委員) 教育委員の鈴木です。4月から教育委員になりましたけど、この事例に対して、先日もですね、お母さんが、それからおじい様からですね、このお子さんに対して、学校側がどのような指導というか対応をしたかという話を聞きました。

自分も過去に、もう大分前になりますけど学校現場にいましたので、小学校で教員だったのですが、その頃もやはりこういうふうにいじめられた、いじめてしまったと。それから

不登校になってしまったと。もう昔から結構ありました。ただですね、この前、話を聞いた中で、不登校になったお母さん。また家族の方、やはり一番心を痛めているんですね。それをですね、私のときもそうですけど、担任によってはその気持ちから汲み取れない。人間ですから、様々な人がいますけど、汲み取れないような教師もいました。

やはりですね基本は子育てしている親御さんがすごく苦しんでいるんですよね。いろいろお子さんにいろんな特性があって、自分は分かっているんだけど、周りの親だとか。子どもとか、また教師も本当は理解してあげなきゃいけないのにそれを理解しないで、今回のそういう気持ちの足らない学校側をすごく悲しく感じました。

やはりね、基本はまず担任が子どもとか親の声を聞いて、しっかりどうしたらいいのか。それをしっかり対応する。声を聞きながら、相談しながら対応するということが足りていなかったかと思いました。

それからあと、校長室での子どもの隔離みたいな手立てです。さっきお母さんの思いの中で、学校へ通う楽しみは勉強ではないんだよね。友達と一緒に遊んで、そしてその中でいろんな、いじめられたり、嫌なことがあったり、一緒に協力して何か成功したとか、楽しく遊んだ、楽しかった。これが子どもの一番の楽しみ。その後、ちょっと嫌だけど、机に座って勉強するということだと思う。大人もそうじゃないかと思っています。ですから、それを、奪ってしまった。それはですね本当に残念な手立てだなと思いますよ。

一時的に興奮しちゃって、しばらく校長室にいて、それで落ち着いたらちょっと戻ろうよ、というような配慮があればよかったけど、今回は全然やっていなかったと。そういうところで、そこもやはり、私としては残念な手立てだったなというふうに思いました。

それからあとですね、私もそういう保護者と会ったときに、親とか、家族がね、そういう不登校になった親は、親御さんがすごく悩んでいるんですね。今、周りの、大人というか、保護者が、親身になって相談相手になるのかというと、なかなかならない人が多い感じがします、最近。昔は、ちょっとベテランな PTA というか、保護者の方がちょっと何があったのよ、そうかそうか、こうすればいいんだよとかね。何か学校に相談していると、この先生に相談しなとか。そういう手だてのアドバイスがもらえたんだけど、今はそういう保護者同士のつながりも薄くなっているような感じがします。

これは大磯だけじゃなくて、全国的に、もう人々の人間関係が希薄になっているとか、そんな感じがしますので、これは日本全体の問題ではないかと思いますが、せめて大磯だけでも今回の機会を通し、保護者が一緒の目線みんなで子育てをするというような、お互いに助け合って子育てをするというような気持ちをつくってもらいたいなというふうに思います。

あとは最後に、親、教師、それから PTA、それからあと地域、大磯町の議員も、それから地域の方も協力して、学校を見守ってほしいな、温かい気持ちで見守ってほしいな。批判ばかりするんじゃなくて、批判じゃなくて、一緒に何とか協力して、相談しながら育てる、そういう気持ちを皆さんが持ってもらいたいなというふうに思います。

教育長) ありがとうございます。

櫻田委員) 先月このお話を伺いまして、私、県立高校の校長を務めていたんですけれども、恐らくその当時のことを考えると、高校でも3密の回避とか、黙食とか、いろんなこともあって、子どもたちはすごくストレスを抱えている状況で、教員たちもすごく疲弊していたっ

という時期だったろうなというふうに感じました。小学生ですから、年齢的なこともありますし、子どもということで、学校としては非常に本当にいろんなことで疲れていた時期かもしれないなというふうにも思います。

ただ、この事案を伺ったときに、このお子さんがまず学ぶ権利を奪われてしまったというのが一番大きいなというふうに思いました。恐らく当時の校長、それから関係の教員ですね。校長がそういうふうにしたからということで、校長室登校ということで、それで何とかやるだろうと思っていたのかもしれないのですが、もっとみんなでその子に対してどういう支援ができるかなということを考えるべきだったろうなというふうに思います。

それはもう今、チーム学校ということで、先ほど事務局からお話もありましたけれども、今は本当にいろんなお子さんがいて、学校だけではとてもやっていけない状況はすごくあります。ですから例えば本当に PTA の方とか、他のスクールソーシャルワーカーとか、いろいろ支援する人たちもいますので、そういう人たちも含めて、保護者や一番大事なのは本人ですね、本人ですね。子どもに対して、子どもが納得しないことを指導というか、支援ということはできませんので、みんなでどうしていこうかということを考える必要があるのではないかなというふうに思います。

先ほどのこれから支援体制というのはそういうことも含めて考えていращやるので、これからこういうことはもうほとんど起こらないだろうなというふうに期待しているところなんですけれども、今回のお話伺って本当に非常に残念に思いました。

以上です。

教育長) 長い時間と申しますか、まだいっぱい言い足りない面はあると思いますけれども、私も同様、教育委員さんと同様に校長室登校を命じた以外に、ほかに当時の校長は選択肢をやることはたくさんあったはずです。ところが、一方的に教室には行かせないと言ったのは非常に問題であったと思っております。

教育を受ける権利、保護者、当時の 11 月に当時の PTA 会長と校長が連名で文書を出して、保護者会を開催したと。そのときの意見で、私たちは迷惑を受けているとは言っていないけれども、教育を受ける権利があると、教育を受ける権利を保障しろと言った。それは言うのは自由ですけれども、排除された子どもにも、教育を受ける権利はあるはずです。それを取り持つのが、校長及び学校の職員であったはずです。それをせずに結果的にその後 1 年間の不登校に陥ったということは、重大な過ちを犯していると私は思っております。

この際、教育委員の皆様と一緒に長年の教育委員会及び学校の膿といいますか、なぜ 1 人の子どもを不登校に追いやったのかということは、決して忘れてはいけないと思います。その意味で、今後も不適切な対応を許さない。実際そのように苦しんでいるお子さんに対してどういった支援ができるのかということを、教育委員の皆様と教育長と、あるいは教育委員会事務局と一緒にあって、長年の教育委員会の、正直言って、膿を出すということに取り組んでいきたいと思っております。以上です。

特に今後のことについて補足はございますでしょうか。

学校教育課主幹) 今教育委員さんと教育長がおっしゃったとおり、やっぱり子どもが力を発揮できなかった部分というのがあった以上は、やっぱりその支援が足りなかったというふうに考えています。なので、やはり子どもがしっかり力を発揮できるように、やっぱりその

学校自体は、やはりご家庭がしっかり手を尽くして、新たな問題が出てきたときもものすごく勉強していて、また新しい問題に向き合って、対応していたこと、そこについての理解と、あとは学校ができることは、じゃあ手を尽くせていたかということ、正直できていないというのが正直な印象だというふうに思っています。

なので、学校もいろいろな状況がありますので、やはりこういった目標を共有して、見える化して、こういうものを目指していきましょうよというのをやっぱり具体化していくのがより大事だなというふうに考えています。

もっともっと具体化していったって、学校と詰めていったって、やっぱり学校が変わるまで指導を続けるべきだというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

以上になります。

鈴木委員) 今いろいろ話で出たんですけど、最後に私として言いたいのは、こういう問題が起きて、一部関係者はこういう話を聞いて大変だ。これから改革しなきゃいけない、子どもに寄り添った教育をしなきゃいけないというふうに思っていると、こういう話を聞いた人がね。ところが、じゃあ学校現場の全職員が、教員もそれから、職員がいますね、支援員だとかそれから事務職だとか校務作業員だとか、大勢います。その1人1人が子どもを大事にする。子どもっていろんな個性の子がいます。障害を持った子もいるし、いろんな子がいます。

そういう子どもたちを大事にする。全職員が、私は、子ども1人1人、全校の子、1人1人の子を大事にするという気持ちを大磯小学校の職員に持ってもらいたいなど。本当に真剣に、こういうことがあって大騒ぎするんじゃないで、本当に親、子ども、私は担任じゃないから関係ないじゃなくて、やはり職員1人1人が、大磯の子ども、自分の学校の子どもたちが大切だよというような気持ちを持って、意識してもらいたいなど。

これはですね、教育委員会というか、そっちからまた学校への指導というのかな、してもらって、教員がいろんな研修をして、そういう意識を持ってもらいたいなど。それじゃないと変わらないなというふうに思います。

トリー教育長職務代理者) 後ですね、今ちょっとお話が出ましたがお子様にいろんなお子さんがいらっしゃるんで、障害を持ってるお子さんもいらっしゃる。いろんなお子さんがいるので、その辺がちゃんと伝わりきってなくて誤解を生んだり、そういうことも恐らくあるかと思うので、これはもうお子様に対しても、もちろん教職員もそう。それから保護者に対しても、こういう特性があるんだからこうですよ、ちょっとこういうふうに接してください。そういうふうなちょっと教育的なこともね、これからやっぱり少し必要になっていくのかなと思いますね。本当に多様化しておりますので、その1人1人みんな違いますので、それは本当に大事なことかなと思います。一方的に決め付けてではなくて、いやその特性でそういうふうになっているんだ、そういうところを理解する、しないで、随分相手の捉え方、接し方も変わってくるので、特に現場の先生方はそれを徹底的に、もう学年を超えて全職員が認知していますというぐらいのことをしていかないと、なかなかこれ、今後ね。また何かあったときに、知らないという先生と、一部の先生だけが何かこう納得しているとか、動きがバラバラになってはいけませんので、その辺のこともこれから課題として大いにあるなと思っております。

教育長) 私もそう思います。

よく世間の保護者は、困った子だねと言います。でも、困った子という受け止め方を教職員も含めてしているうちは1人1人の子は救われなと思います。

やはり困っている。困っているということを、1人1人の子どもが困っているんだという見方を教職員全体で変えるという取組み、変えても、そうは言ってもそんな簡単にはいかないとおっしゃる方もいると思いますが、私は教師だからこそできることもあると思います。それを取り組む。一歩でも取り組むということを、教育委員の皆様と一緒にやっていきたいと思っております。

以上、よろしいでしょうか。報告事項はこれで終わりにいたします。

【報告事項第2号 中学校部活動夏の大会結果について】

教育長) 次に、報告事項第2号「中学校部活動夏の大会結果について」、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 報告事項第2号、中学校部活動夏の大会結果についてご報告申し上げます。

今年度も猛暑の中において熱中症対策を講じつつ、日頃から練習に励み、さまざまな大会・コンクールで練習の成果を発揮してベストを尽くしていました。

それでは、資料に沿って、県の規模以上の大会・コンクールの結果について報告いたします。表紙をめくっていただくと、2ページ目が大磯中学校、3ページ目が国府中学校、それぞれ上の表が団体の部、下の表が個人の部となっています。

まず、大磯中学校の団体の部について報告いたします。

ソフトテニス部男子団体は県大会でベスト16でした。吹奏楽部は県吹奏楽コンクールにおいて銅賞を受賞いたしました。個人の部では、柔道では男子の部において渡邊信吾さんが県大会へ出場し、ベスト8でした。ソフトテニス部男子では高橋・梯ペアが県大会準優勝、関東大会では3回戦に出場しました。長谷川・樋口ペアは県大会において2回戦に出場しました。

次のページをご覧くださいまして、国府中学校について報告いたします。まず、団体の部ですが、卓球部男子が県大会において、2回戦へ出場しました。個人の部では、卓球女子個人の部において、大平さん、阪部さんがそれぞれ2回戦に出場しました。

例年にもれなく、今年度も暑さが大変厳しい夏でした。各部活動の大会結果は、各校の生徒・指導者・保護者が協力し、様々な工夫を凝らしながら選手を支えてきた結果だと考えます。大磯式部活動の取組みが始まって1年が経過しておりますが、このような取組みを通して子どもたちの力をしっかり発揮できるようにすることが我々大人の役割だと考えます。

今後とも町全体で、子どもたちの部活動を支えていけたらと思います。

中学校部活動、夏の大会結果の報告は以上です。

<質疑応答>

なし

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第3号 「『令和7年度子どもについての語り合い（大磯町「熟議」）兼コミュニティースクール研修会・管理職研修会』」の実施結果について】

教育長) 次に、報告事項第3号、「『令和7年度子どもについての語り合い(大磯町「熟議」)兼コミュニティースクール研修会・管理職研修会』の実施結果について」、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 実施結果について報告いたします。資料を御覧ください。

昨年度に引き続き、2回目の取組みとなりますが、今年度も子どもに関係する様々な立場の当事者が集まり、課題等について学習・熟慮し、議論を重ねることで、互いの立場や果たすべき役割への理解を深めるとともに、それぞれの役割に応じた解決策を検討し、当事者が納得してそれぞれの役割を果たせるようになることを目的に開催いたしました。

なお、今回は一部開催方法を変更し、「コミュニティースクール研修会」と「管理職研修会」の第1回を兼ねる形としました。

日時は、令和7年7月29日(火)の14時から開催しました。場所は、各中学校区の小学校で、参加人数については、暑い中でしたが、資料に記載の人数が集まりました。地域からは区長をはじめ、様々な立場の方に御参加いただきましたが、保護者については、今年度も学校運営協議会委員以外、参加状況は芳しくありませんでした。家庭の参加がしやすい参加方法とは何か検証が必要です。

内容としては、一般社団法人ライフ&ワーク代表理事の妹尾昌俊様を講師にお招きし、基調講演として、学校現場の現状をデータから紹介いただくとともに、子どもを支える関係者が気になることを話し合える場の大切さ、熟議の中で地域とともに教育課題の解決の糸口を見つけられる利点など、当日の協議の意義づけをしてくださいました。

その後は、5から6人グループに分かれて、「地域で生きる子どものために～地域社会ができること～」を協議の柱に、資料にお示ししました6つの個別協議テーマを選んで話し合いをしました。

グループで話し合った内容はグループ毎に教室に分散して実施していた関係で、それぞれの教室等で話し合った内容の共有をしました。

各教室によっては、ポスターセッションの形式をとったり、ワールドカフェの形式をとったりするなど、グループ間で互いの思いや考えた内容を情報交換している場面も見受けられました。

その後、講師の妹尾様から、各グループでの協議を、近年、子どもの受け皿となりうる組織が減少している中で、本日のように多くの参加者が集まり、議論ができたことの意義や、できる人ができる範囲で協力できる新しい形を作っていくことが大切だというご助言をいただきました。また、学校運営協議会につないでいくことや今後の行政の議論の場につなげていくなど、協議で盛り上がった課題や意見を生かす視点もお示しくださいました。

参加者へアンケートをお願いしたのですが、語り合いに関して、概ね好評でした。

教職員も地域の方も、時間をとって話し合うことができる貴重な機会となった、想いを聞くことができた等の意見が多く、互いの思いを伝え合うことの大切さが感じ取れました。

今後はこうした場で出た課題や意見、解決の糸口になりうる視点などを、学校運営にどう生かしていけるか、また、さらに理解と協力につなげていくために、どのような協議が必要か、運営方法などを検討していきたいと考えております。

報告は以上でございます。

<質疑応答>

教育長) 子どもについての語り合い、熟議を2回、昨年度に続きやったわけですが、参加状況は芳しくなかったという報告があって、それは共働きをしている中で、平日に開催しても、当然保護者は出て来れないということで、休日開催をしようというような意見は出てきませんでしたか。

学校教育課主幹) アンケートの中に、まさしくその意見が出てございます。

その勤務時間内での開催という視点から始まっているので、恐らく休日の開催を視野に入れば参加者が集まることは想定されます。

ただ、難しいのが、今運営側がやはり学校、あるいは教育委員会のほうで主体として事務局でやっている関係上、なかなかちょっと難しい点もあるんですが、ただ、何を重視するかと。やはり多くの地域の方のご意見、交流という目的を考えたらそうとも言っていないんじゃないかということで、休日も検討することは必要じゃないかなというふうに思います。

周知のほうは大分、2回目なので、去年よりは周知は、広まっている。区長会等でもお話をしているので、回覧等も回っています。なので、周知については広がりつつあるんですが、やはり参加人数を増やす工夫というのは来年も必要だというふうに考えております。

以上です。

教育長) コミュニティ・スクールと言っても、学校の先生というよりは地域の方と保護者の方こそ、子どもの環境として話し合いをすべきで、学校は研修会としてやるのは、それはいいですけども学校の参加は管理職等でやって、主体は保護者と地域の方が熟議をすべきだと考えますが、教育委員の方はどう考えますか。

参加体制について。お願いいたします。

トリー教育長職務代理者) まさにこどもまんなかで、こういう場所がそれこそもっともとうまく活用できれば、それこそいろいろ学校で問題を抱えている方の相互理解の場にもなり得るチャンスなのになというところがちょっと感じられました。

日曜開催で行ってられないという場合じゃないかも知れないです。本当に少しでも多くの方が来られるようなときに開催できたらというのと、後、授業参観とかそういう日に合わせて少し保護者を募るとか、ちょっといろいろ工夫して、もうちょっと。特に保護者の方が、もうちょっと人数が増えるような形を考えていけたらいいかなというふうに思っていますので、今後ご検討いただけたらと思います。

鈴木委員) このような会議というかは、私も意外だなというふうに思いました。

特に、こどもをまんなか学校づくりということで、各個別の協議テーマを元に話し合いがされました。もし時間があればですね。各協議の中でどんな話が出たのかというのを教えていただきたいなというふうに思います。

また、この話し合いで出た内容を、参加者だけの共有じゃなくて、これをPTAだとか、もしPTAの参加が少なかったら、何らかの方法で周知してもらおう。保護者または地域の方に、こういうふうな意見が出ましたよということを広報してもらいたいなというふうに思います。

すみません、以上です。

櫻田委員) 開催日に関しては、私がこういう保護者をお呼びするということをしごく一生懸命やりたいなというときは、かなり前から計画を立てて、それこそ半年ぐらい前からこの日

にやりますからということを決めるということと、あと主体が学校だと、それは多分学校のお仕事みたいになってしまいますので、保護者のほうに PTA に主催していただくような形にするとか、そういったことも考えてもいいかなと思いました。

以上です。

教育長) 教育委員会としては、日程の改善をお願いしたいということで、事務局、よろしいでしょうか。

学校教育課主幹) まず、どんな内容が出たかということを簡単にご紹介しますと、そうですね。やはり、例えば中学生の子どもはやっぱり習い事、塾、部活もちよっと忙しいなというところで、その忙しさの中でどう自分のやりたいことをやっているのかというような話題が出ました。あとはやはり小学校と比べれば大分その家庭間とか、子どもたちとの人間関係がちょっと希薄化している部分もあるんじゃないかと。なので、ちょっと学校の教育活動の中で、ちょっと意図的に仲良くなれるようなプログラムをしたいとか。後は、家庭間をつなげるための熟議であったり、ちょっとそういう工夫が必要かなというふうに思います。

後は、大磯式部活動の進捗状況はどうなのかとか。それから地域の行事にもっと保護者も参加してほしいとか、それがやっぱりちょっと足りていないとか。そんな意見が出ています。

後は、一方で、アンケートの中等も含めて、子どもたちの育ちを支える、何か学校地域のよりよい在り方のヒントがあったとか、後は学校現場の実態を教員を交えてディスカッションしたので、学校現場の実態がやっぱり知れてよかったという部分。学校の先生たちがこんな仕事があって、こんなことに困っていてこんなことができるとか、できないとか。そんな基本的なことは、やっぱり地域の方はなかなか知らないとか。そういうことでコミュニケーションの入り口になるのかなというふうに思いました。

そうですね、やっぱり共有の仕方、ここで出た意見というのは、ここでやりっ放しにしないで、やはり情報発信、例えば各学校の学校運営協議会でこんな意見が出た。あとはもうすぐにもう学校長等が集まる経営者会議というのがありますので、そこで早速共有はします。今日の午後は、PTA との意見交換会がございますので、そこでもお話をしようと思っています。

なので、せっかく意見が出たものですので、こちらの材料を教育委員会の運営にも生かしていきたいというふうに考えております。

以上になります。

教育長) 報告事項第3号はこれで閉じさせていただきます。

【報告事項第4号 令和6年度教育委員会所管決算見込みについて】

教育長) 次に、報告事項第4号「令和6年度教育委員会所管決算見込みについて」、事務局より報告をお願いします。

学校教育課長) 報告事項第4号「令和6年度教育委員会所管決算見込みについて」、ご説明いたします。

お手元の資料の裏面をご覧ください。初めに大磯町全体の一般会計歳入歳出決算額、決算見込額となります。

一番上の表、一般会計歳入歳出見込額全体ですね。こちらをご覧ください。歳入の決算見込額は、収入済、131億3,146万円3,763円で前年度との比較は約4.7%の増となります。

次にその下の表、一般会計歳出決算見込額、こちらも全体です。歳出の決算見込額は、支出済額、117億5,121万5,555円で、前年度との比較で約6.3%の増となっております。

次にその下の表をご覧ください。教育委員会所管の歳出決算の見込額について説明いたします。まず科目で教育総務費、支出済額は3億3,228万円7,276円です。前年度との比較で、約2.6%の増。不用額の予算額に対する割合は約3.2%となっております。

前年度との比較で増となった主な要因ですが、中学校教科用図書採択に係る教科書ですとかデジタル教科書の購入、また1人1台端末を活用した心の健康アプリの導入、また生徒の文化・スポーツ活動の機会を確保するために、既存の学校部活動の枠組みを生かしまして、専門的な指導技術を持つ地域指導者を派遣する、大磯式活動構築事業、こちらを開始したため増となっております。

次に科目、小学校費、支出済額は3億2,205万7,500円で、前年度との比較で約8.7%の増。不要の予算に対する割合は約2.4%でございます。

前年度との比較で増となった主な要因でございますが、給食調理等の業務を民間事業者へ委託し、給食が安定的に提供できるようにするため、国府小学校は令和4年度から民間委託を行っておりますが、大磯小学校につきましては、この令和6年4月より民間委託を開始したことに伴い増額となっております。また、その他ですね、会計年度任用職員への期末手当制度も導入されておりますので、全体を通して増額となっております。

次に、中学校費の支出済額は、1億7,302万5,075円で、前年度との比較で約9.8%の増。不用額の予算額に対する割合は約9.8%でございます。

前年度との比較で増となった主な要因は、国府中学校において公共下水道の供用開始が令和6年5月に迎えるということから、浄化槽を機能停止しまして、公共下水道への切替工事を行ったこと。また、小学校費と同様に、会計年度任用職員への期末手当制度の導入もございましたので、比較して全体的に増となっております。

次に、科目、幼稚園費の支出済額は1億6,427万9,966円で、前年度との比較で約11%の増、不用額の予算額に対する割合は約5.6%でございます。

前年度との比較で増となった主な要因でございますが、正規職員数の増、また会計年度任用職員への期末手当の導入などによるものでございます。

最後の社会教育費につきましては1億7,825万2,336円で、前年度比約7.9%の増、不用額の予算額に対する割合は約2.5%ございました。

要因につきましては、正規職員数の増によるものとなっております。以上です。

決算見込額により決算書を作成し、9月の大磯町議会定例会に提出し、承認を求めることとなります。

すみません、一点だけ修正させてください。最初に全体の決算の支出済額について訂正させていただきます。全体の支出済額につきましては、124億9,481万2,280円となります。

決算の概要説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長) よろしいでしょうか。

【報告事項第5号 いじめに係る対応等について】

教育長) それでは、報告事項第5号「いじめに係る対応等について」を議題とします。

報告事項第5号については個人情報を取り扱う内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、報告事項第5号については、秘密会といたします。
傍聴者は退室をお願いいたします。
暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、報告事項第5号「いじめに係る対応等について」の報告の報告がありましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。それでは、事務局からお願いいたします。

<質疑応答>

鈴木委員) 近所の人の付き合いの中での話題なんだけど、中学校の給食はどうなっているのかな。どうですかね。今ちょっと私も全然分かんないんだけど、今どんなふうやってて。

教育長) 進捗状況をお聞きいたします。事務局お願いします。

学校教育課長) 令和5年12月議会に補正予算を出して、大磯中学校って、施設自体がもう全体的に古いんですよ。それで、施設改修をしようと思って補正予算案を出したんですね。

鈴木委員) それは、大磯中学校の。

学校教育課長) 中学校の整備です。

鈴木委員) すみません。今、中学校のほうはお弁当だと思うんだけど、今はどんな状況なのか。

学校教育課長) 中学校について、自校式という方針が決定しているんですけども、スケジュール的には白紙の状態です。今、給食が提供できていません。ただ給食ができていないので、お子さん、持ってこれないお子さんもいるので、教育委員会がNPO法人与委託契約を結びましてお弁当を希望者に販売しています。

鈴木委員) それは幾らくらい。

学校教育課長) それは1食500円です。おかずのみは400円で、ご飯は100円。セットで500円。

鈴木委員) 希望者はほとんどいないんですか。

学校教育課長) 希望者が全体で1日20食とか30食とか、その程度です。

それ以外に、給食が提供できていないので、給食がスタートするまでの暫定的な措置なんですけども、登校日数、1日あたり300円、中学校生徒の保護者に対して補助金として交付しているというような状況です。

今後、中学校給食がまだできていないんですけども、どうしていくかというところを令和7年度に、保護者の方々にアンケートを取ろうかなというふうに考えております。

鈴木委員) アンケートは取ってあるんですか。

学校教育課長) まだとっていないです。

鈴木委員) いつ取るんですか。

学校教育課長) 今年度中です。

鈴木委員) 0ベースでアンケート。

学校教育課長) 0ベースというのは。

鈴木委員) 提案なしで。

学校教育課長) その辺アンケートをどのようにするかというのはちょっとまた内部で調整した上で出すということです。

鈴木委員) 中学校の給食でも、ずっともめてきて伸びてきてさ。それでまた0から。第一、自校給食にするんだとかさ、そういう案が出ていたでしょう。だからそういう、その辺の柱をちゃんとして、保護者にアンケートを提案してもらわないと、今までの話が全部、みんな無駄じゃないですか。

やっぱり今までの経緯もあったから、その辺もベースに、土台に話してもらったほうがいいんじゃないかと思うんだけどね。

学校教育課長) 当時は自校方式ということで決まって、やろうとしたんですけども、今、神奈川県内で給食をスタートしていないのは大磯町だけなんです。

周りの状況を見ると、センター方式でやっているところがかなり多くなってきていて、例えば災害時とか、他のいろいろなことを考えると、そういう形も考える必要があるのかなというようなところは、事務局としても考えてはいます。

今、政策決定で自校式という子とで決まっているんですけども、場合によっては、教育委員会定例会で協議していただいて、その方式を変えていく必要があるのかなと思います。

教育長) 令和5年度の12月の補正予算で要求していますね。

学校教育課長) 12月の補正予算は、給食ではなくて、大磯中学校の校舎が古いんで、どうしていこうか、今後どうしていこうかというところの補正予算だったんですけども、全員反対ということで、そこからちょっと。

櫻田委員) 自校方式ができないのはお金の問題なんですか。施設の問題ですか。

学校教育課長) 自校方式でやろうとしたんですけども、給食よりもまず初めに、給食だけじゃなくて、施設全体、老朽化した施設も含めて考えなくちゃいけないんじゃないかというような声が令和2年度から3年にあって、そのために一旦給食の施設の整備のスケジュールだけ止めたんです。スケジュールを止めて、学校施設の整備をどうしていこうかというところで、その後、長寿命化計画だとか、基本構想だとか、いろいろ計画は作ってはきています。

鈴木委員) 自分も平塚で自校と、それから両方、共同調理場の、両方食べたけど、そんなに変わらない。ちょっと温かいなくらいのもんでさ。メニューも一緒だし、作る方法も一緒だし。

学校教育課長) 今は食缶も良くなってきていて、センターで作っても温かい給食が食べられるという。

教育長) デリバリーは評判がよくないでしょう。20食じゃあ。

学校教育課長) ただ決してまずくはなくて、量もきちんとしていますし、味もおいしい。当初、例えば学校訪問で中学校に言ったときに、昼食で試食していただくとかということも以前はやっていたんですけども、教育委員さんも変わられましたから、またそういうこと

もちょっと機会を見てやりたいなと思っています。

教育長) 中学校給食がないのは大磯町だけです。

櫻田委員) 保護者アンケートって何を伺うんですか。やりたいですか、やめますかとかですか。

学校教育課長) そうですね。ちょっと具体的な設問の内容はちょっと今この場では答えられないんですけど。

櫻田委員) 今、子どもってすごくアレルギーとかがあって、一つの同じものを食べさせることが本当の難しいなって思っているんですけど。保護者のほうもうちの子にはこれを食べさせたくありませんみたいな、結構あるじゃないですか。

その辺って、難しいなって。

学校教育課長) 以前、小学校の児童会とか、あと中学校の生徒会の子どもたちに、その給食、給食だけじゃないですけども、話し合いをする機会を設けたことがあって、給食については、お母さんが大変そうだから給食がいいという声も当然あります。

鈴木委員) それが多いです。

学校教育課長) そうですね。ただ、お弁当だと、自分が好きなものが食べられるとかというところで、お弁当の声も少なくはない。

鈴木委員) ただ、この時期ね。昔と違って暑いじゃないですか。

トーリー教育長職務代理者) 神経を使いますよね、持たせるほうは。

鈴木委員) 親は心配していると思うよ。

トーリー教育長職務代理者) そう思います。

教育長) だからアンケートを急ぐわけです。

アンケートを書けば、9割の方が学校給食を再開しろということになると思います。

鈴木委員) センター方式とのメリット、デメリット、それから、自校方式のメリット、デメリット。

学校教育課長) 保護者と子どもにしてみたら、別にセンターでも自校でも給食を食べればいいと思うんです。だから、それを聞くのかどうか、ちょっと分かんないんですけども。

鈴木委員) そんなのは子どもに聞く問題じゃない。大人の問題でしょう。だから、アンケートは必要ない。もうこの時期だから、やって決めちゃえばいい。

櫻田委員) もしセンター方式にするんだったら、センターってどこになるんですか。

学校教育課長) センターって、以前もやっぱり、センターとか自校方式だとか、親子、兄弟いろいろあるんですけども、どれがいいかということを調査して、最終的に自校だったんですけども。センターが駄目になったのは、基本的に高額になるのと、町の土地でそういうような場所がなかったというところもあって、はい。ただ、候補地があればそこを借りるという手もあるんで、必ずしも駄目ではないのかなとは思いますが。

櫻田委員) センターにしたら、大磯中と国府中の2学校か。

学校教育課長) 2学校にするのか、例えば小学校も含めるか。

鈴木委員) 小学校も入れちゃえばいい。

学校教育課長) 小学校についてはまだ使えているんですね例えば10年、20年まだ使えるんですけれども、その辺の小学校も含めたら、センターを造るのかというのも検討しなくては

いけないとは思いますが。

鈴木委員) さっき見ていて、施設もだんだん老朽化しているんです。それでもお金がかかる。人件費だってかかるので、個でやるとね。

そうすると、やはりセンターで、たった4校だからセンターでやったほうが効率的だと思いますし。それで、そんなにまずくはないし。平塚は食べさせてもらって、それだけ作ったものが、給食がまずいのかどうなのか。皆で見に行かせてもらって、私はセンター方式がいいと思うよ。小さい町だから。給食の調理場、あれをさ、施設を維持するのに、結構お金がかかると思うんだけど。

教育長) でもそういう提案をすると、自校方式で決まっているじゃないかと。

鈴木委員) 決まっていることは決まっているんですよ。

学校教育課長) 自校方式は決まってはいますね。

あとは、給食施設が、給食がなかなかできないんで。給食がスタートするまでの間、二宮からもらえないかなとか、平塚ができたから大磯分くらいもらえないかなということで、相談はさせていただいたんですけども、お断りをされて。

トリー教育長職務代理者) そりゃそうですね。

教育長) 平塚は、だからチャンスだと思ったの。

学校教育課長) 去年くらいにその話をスタートして。

櫻田委員) 自校で決まっているんだからって、これ、それで進められない状況があるわけですよ。施設全体のこととか。

学校教育課長) 例えば、今、自校で今決まっているんですね。

ただ、大磯中学校については、3号館を除いてもう60年近い建物なんですよ。

給食施設を造っちゃうと、他の施設を整備するときに、支障になるのかと。例えば1号館はもう65年ぐらいたっているんで、取り壊して校舎と給食施設を建設したり、給食施設を併設した校舎というのもう考えてはいるんですけども、果たしてそれがいいのかとかというところもあって、なかなか。

鈴木委員) 過去に決めたことでしょう。自校というのは。

時代も流れているしさ。

櫻田委員) 何年前に。

鈴木委員) もう7、8年前でしょう。

学校教育課長) 私が来る前から決まっています。

櫻田委員) だからもう時代が流れて、自校は無理になりましたでいいんじゃないですか。

教育部長) それはやっぱりコンサルタントに頼まないと工事費は出ないので、補正予算とかそういうのを取ってなのかなという感じがします。

櫻田委員) 平塚どのくらいかかっているとか、余りそんなに、どうせまた高騰するから、今現在、平塚でこのくらいお金かかりましたとか、そういう資料でいいと私は思うんですよね。

教育長) ほかに何かございますでしょうか。

教育長) それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、9月18日、木曜日、午前9時30分から、役場4階第

1 会議室で開催予定です。

なお、午後は、国府中学校を訪問する予定となっております。

教育長）それでは、以上をもちまして、令和7年度大磯町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和7年9月17日

教 育 長 府川 陽一

教育長職務代理者 トーリー 二葉

委 員 武沢 護

委 員 櫻田 京子

委 員 鈴木 孝善
